

# 意見募集結果概要書

注)法令の略称

条例・・・鳥取県石綿健康被害防止条例、大防法・・・大気汚染防止法(環境省所管)、石綿則・・・石綿障害予防規則(厚生労働省所管)、廃棄物処理法・・・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(環境省所管)、建設リサイクル法・・・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(国土交通省所管)

項目	意見内容	対応方針	対応状況 (○反映、△今後検討、×対応困難、－盛込済、※体系外)	
事前調査	事前調査結果の保存については、あまり意味を成さないのではないかと心配している。施主(建物所有者)若しくは工事設計者において事前調査を実施し、その記録を保存する必要があるのではないかと。そうすれば、施工業者へ過度の負担(金銭的な理由等によるもの)を強いるような工事は無くなると思う。	現在の法令の規制では、基本的には施工業者に対し、事前調査や作業届出の義務が課せられているところであり、工事発注者は、石綿の飛散防止等基準等の遵守を妨げる恐れのある条件を付さないように配慮することとされています。本県の条例でもこれにならい、同様の体系としているところですが、現在、国において大防法の改正を検討しており、工事発注者への新たな義務付けについても検討されているところです。県としては、今後の法令改正の状況を注視し、必要な改正を検討したいと思います。	△	今後の検討課題
事前調査	H24. 5. 9厚生労働省が示した技術上の指針についての労働基準局長通知には、事前調査を行う者について、石綿作業主任者で石綿除去作業の経験者と日本アスベスト診断士協会に登録されたアスベスト診断士が挙げられている。条例においても、事前調査を実施するものの規定を設けて欲しい。事前調査結果の保存を義務付けても、事前調査の内容がいい加減だと意味がない。	事前調査を実施するものについては、条例において定めがありません。今後、条例施行規則の改正の際には検討項目の一つとしたいと思います。	○	反映する
事前調査	H24. 5. 9厚生労働省が示した技術上の指針では、事前調査結果の保存期間が40年とされている。	周辺環境への影響を把握するという観点から、事前調査結果の保存期間は、5年程度が適当と考えます。	×	対応困難
事前調査	保存期間5年は短い。10年以上が良い。			
事前調査	事前調査を徹底してもらいたい。義務化してもらいたい。	事前調査の実施義務については、石綿則および条例において、義務付けられています。	－	既に盛り込み済み
届出要件	届出が必要な規模は、床面積80m <sup>2</sup> 以上でよい。(建設リサイクル法に基づくリサイクル届の規模要件と同程度)	作業届出が不要な規模については、周囲への影響が軽微であると考えられる規模を設定しようと考えています。検討の結果、建築基準法第15条の規定による除却届が必要な規模(解体する建物の床面積が10m <sup>2</sup> を超える場合)を準用し、要件を設定したいと思います。	×	対応困難
届出要件	作業届出が不要な規模については、床面積30m <sup>2</sup> 以下ぐらいが良いのではないかと。10m <sup>2</sup> では小規模すぎる。			

項目	意見内容	対応方針	対応状況 (○反映、△今後検討、×対応困難、－盛込済、※体系外)	
届出要件	建物の床面積ではなく、除去する建材の面積で届出要件を設定してはどうか。(床面積は分かりにくい)	建物にかかる工事の場合、その建物の床面積で規模を判断することが一般的だと考えられるので、建材の面積ではなく、作業の対象となる床面積を基準として設定しようと考えます。	×	対応困難
届出要件	作業規模に応じて届出が不要とされることについては賛成。		－	既に盛り込み済み
届出要件	改正により事前の作業届出が不要となる規模の説明が分かりにくい。	分かりやすい表現となるよう努めます。	○	反映する
罰則	罰則をもっと厳しくしてほしい。10万円では緩い。	大気汚染防止法の規制対象外の作業に対して規制を行うため、同法の罰則以下で、他の自治体の罰則とのバランスを考慮し、無届の石綿除去作業については10万円の罰金を科すのが適当と考えます。 なお、違反等が認められた場合等には、公表等の措置を講ずることもあります。	×	対応困難
罰則	罰則が緩い。(業務停止ぐらいにして欲しい)			
その他 (工事発注者の責務)	H24. 5. 9厚生労働省が示した技術上の指針には、発注者および建物の所有者も同様に40年間保存することが望ましいとされている。事前調査結果については、建物の所有者も一定期間以上保存することが重要だと思う。	工事発注者(建物所有者)における事前調査結果の保存義務については、他の法令でも規定されていないところですが、国においては大防法の改正を検討しているところで、建物所有者に対する新たな義務付けについても検討されているところです。県においては、今後の法令改正の状況を注視し必要な改正を検討したいと考えます。	△	今後の検討課題
その他 (悪質業者)	県の登録ををしている業者は罰則のことがあるので割ときちんとしているが、登録を行っていない業者が違反している。	県の登録の有無は罰則の適用とは関係ありません。また、大防法および条例の規制は、民間・公共の工事関係なく適用されることとなっています。 この度の改正では、事前調査に関する施工業者の義務を追加することにより、悪質解体を防止しようと考えています。 万が一、違反を行っていることを発見された場合は、最寄りの県総合事務所生活環境局へ通報いただきますようお願い致します。	－	既に盛り込み済み
その他 (悪質業者)	公共工事より民間工事のほうが違反が多いように感じる。民間工事を規制して欲しい。			
その他 (悪質業者)	公共工事ほどの業者もまじめにやっているが、問題があるのは民間工事だ。悪質業者を適正に指導して欲しい。			

項目	意見内容	対応方針	対応状況 (○反映、△今後検討、×対応困難、－盛込済、※体系外)	
その他 (飛散等防止基準)	飛散等防止基準(施行規則第3条の2)の内容については見直さないのか。飛散防止対策の新しい知見等はないのか。	飛散等防止基準については、見直しを予定していません。なお、新工法の開発など技術の進歩に柔軟に対応できるように、飛散等防止基準に掲げるものと同等以上の効果を有する措置によってもよいこととしています。	×	対応困難
その他 (飛散等防止基準)	解体の時に、建物上面もシート養生すべき。豊中市(大阪府)ではそうしているようだ。	なお、豊中市の担当課に確認したところ、建物上面のシート養生は指導していないとのことでした。		
その他 (飛散等防止基準)	<p>現行の飛散等防止基準のうち、「作業対象建築物等をシート等により覆うこと。」について、シート囲いの基準を明確にしてほしいです。すなわち、微細な粉じん状の石綿の大気中への飛散防止を目的としているのか、石綿成形板等の破片等の周囲への飛散防止を目的としているのかを明確にしてほしい。</p> <p>粉じん状の石綿の飛散防止が目的であれば、養生シートは上面まで隙間なく覆うことがより良いと思う。メッシュシート不可として指導されていますが、建物の上面は覆っていないので意味がありません。</p> <p>粉じん状の石綿の飛散防止対策としては、湿潤化や手作業解体、極力割らないといった基準を守ることによって飛散を低減することができると思う。また、風が強い時はメッシュでないシートは倒れるなどの危険性が高くなるため、安全性等も踏まえ、シート囲いについては通常の解体工事で用いられる防塵のメッシュシートでもよいのではないかと思いますがいかがでしょうか。</p>	<p>「作業対象建築物等をシート等により覆うこと」の目的は、できる限り石綿粉じんの飛散を防止することです。ただし、建物上面の養生については、技術上困難な場合が多く、また、全国の規制状況と比較して、工事発注者および施工業者に過度の負担を強いることになるため、義務付ける予定はありません。</p> <p>なお、シートの材質については、できる限り石綿粉じんの飛散を防止するため、メッシュ状のものでなく、目の詰まった材質を使用するのが適当と考えます。なお、足場設置の際は必要に応じて壁つなぎや控えを設けたり、強風時等は作業を中止する等の労働安全上必要な措置を講じていただきますようお願い致します。</p>	×	対応困難
その他 (飛散等防止基準)	石綿成形板等の廃棄の際には、吹付け石綿等と同様に二重梱包すべき。	石綿含有廃棄物等処理マニュアル(環境省)において、石綿成形板等の排出の際は、加重により変形又は破断しないよう整然と積み重ねること、飛散しないようシート掛け、袋詰めなどの対策を講ずることとされています。本県では、解体した石綿成形板は湿潤状態を保ちながら所定の場所にまとめ、細かく破碎されたものは容器への封入等により密閉した上で場外へ搬出することと条例施行規則において規定し、廃棄物処理法令の規定と併せて施工業者等を指導しています。	×	対応困難
その他 (作業の掲示)	作業内容の掲示では、周辺へ周知が不十分。周辺への説明会を義務付けてはどうか。神戸市(兵庫県)ではそうしているようだ。	周辺への周知方法としては掲示による方法が他法令でも一般的であり、本県でも同様の規定を設けています。なお、神戸市の担当課に確認したところ、周辺住民等とのトラブル防止のため、法律や条例に根拠をもたない助言の一つとして、施工業者に対して説明会の開催を促しているとのことでした。	×	対応困難

項目	意見内容	対応方針	対応状況 (○反映、△今後検討、×対応困難、－盛込済、※体系外)	
その他 (環境測定)	石綿撤去レベル1, 2(吹付け石綿、保温材等)での環境測定の測定点を明確にして欲しい。「建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」では作業後の測定点等が明確にされていないが、公共工事等の場合、作業終了の証明の意味でも重要ではないか。	石綿除去作業にかかる環境測定については、条例において義務付けているところです。御指摘の件については、関係省庁・団体が発行しているマニュアル等を整理し、今後、条例施行規則の改正の際に検討項目の一つとしたいと考えます。	○	反映する
その他 (抜き打ち検査)	県の担当者のレベルを上げて、違反事例を適切に取り締まって欲しい。抜き打ち検査をして欲しい。	県担当者の基礎知識の向上に努めたいと考えます。抜き打ち調査の実施についても、今後検討したいと考えます。	△	今後の検討課題
その他 (抜き打ち検査)	抜き打ち検査をもっと増やしてはどうか。		△	今後の検討課題
その他 (県民への周知)	どんな建材に石綿が含まれているのか、県民にあまり周知されていない。県は、もっと積極的に周知をして、無理な工事注文をなくして欲しい。県民(工事発注者)が石綿含有建材について知っていないと、無理な工事注文をつけられてしまう。	県民(工事発注者)へ普及啓発し、適切な内容の工事発注を確保し、無理な工事発注を防ぐことは非常に重要であると考えます。県では、より一層の周知を図りたいと考えます。	△	今後の検討課題
その他 (公共工事)	公共工事においても、事前調査が不十分なことが多い。	県および市町村等の工事発注部局等への一層の周知徹底を図りたいと考えます。	※	施策の体系外の意見
その他 (市町村との連携)	解体工事の事前届出の際に、市町村と県の間で情報共有が不十分に感じる。	現状では、各市建築指導部局と情報共有し、違反解体等に対しては連携した指導を行っているところです。また、場合によっては各町村との情報共有も行っています。今後も、連携を継続したいと考えます。	※	施策の体系外の意見
他法令	建設リサイクル届出に、事前調査の結果を添付させるよう義務付けができないか。	建設リサイクル法事務の所管部局、機関とも連携し、不適正事例の防止に努めたいと考えます。	※	施策の体系外の意見
他法令	工事発注者が、石綿障害予防規則で規定される作業記録を確認し、適正に工事が行われているか確認する必要がある。	県民および関係機関等へ注意喚起したいと考えます。	※	施策の体系外の意見